

令和8年2月10日

## 入札参加資格停止措置について

1. 資格停止措置業者名：日本交通技術(株)、丸栄調査設計(株)、(株)トーニチコンサルタント、大日コンサルタント(株)、JR東海コンサルタンツ(株)
2. 資格停止措置期間：令和8年2月10日～令和8年7月9日（5ヵ月）または  
令和8年2月10日～令和8年4月24日（2.5ヵ月）
3. 事 実 概 要：  
東海・中部地方の自治体などが発注する跨線橋の点検業務について、上記コンサル5社が受注予定業者を事前に決めるなど独占禁止法3条に規定に違反する行為を行った。  
公正取引委員会は、令和7年12月19日独占禁止法違反を認定し、排除措置命令及び課徴金納付命令を出した。また同日、公正取引委員会は課徴金減免制度の適用事業者として3社を公表した。
4. 資 格 停 止 措 置：  
当該業者の上記案件に係る行為は、「笠松町競争入札参加資格停止措置要領」（平成12年訓令乙第2号）別表第2第4号（独占禁止法違反）に該当するため、5ヵ月または2.5ヵ月の資格停止を行うものである。

### 資格停止措置期間及び停止期間

資格停止業者（笠松町登録）	登録所在地	指名停止期間
日本交通技術(株) (資格者番号100000005)	岐阜県岐阜市高田三丁目2番6-1号 (cerisier I 棟ソリジェ201)	令和8年2月10日～ 7月9日（5ヵ月）
丸栄調査設計(株) (資格者番号100000450)	三重県松阪市大口町102番地2	令和8年2月10日～ 7月9日（5ヵ月）
(株)トーニチコンサルタント (資格者番号100000011)	岐阜県岐阜市市橋5丁目5番10 303号	令和8年2月10日～ 4月24日（2.5ヵ月）
大日コンサルタント(株) (資格者番号100000172)	岐阜県岐阜市藪田南3-1-21	令和8年2月10日～ 4月24日（2.5ヵ月）
JR東海コンサルタンツ(株) (資格者番号100000203)	愛知県名古屋市中村区名駅5-33-10	令和8年2月10日～ 4月24日（2.5ヵ月）